

を次のとおり実施する。

平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成15年7月29日 午後10時30分から	株式会社新興牧場 (球磨郡あさぎり町上北2300-19)

熊本県告示第774号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿蘇郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
小国町	平成15年 8月26日	午前11時から正午まで	杖立多目的広場	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
小国町	平成15年 8月26日	午後1時30分から午後2時30分まで	小国公立病院	
小国町	平成15年 8月27日	午前10時30分から午前11時30分まで	北里小学校	
小国町	平成15年 8月27日	午後1時から午後3時まで	小国町役場	
小国町	平成15年 8月28日	午前10時30分から午後3時まで	小国町役場	
産山村	平成15年 8月29日	午前10時30分から午後3時まで	産山村役場	
南小国町	平成15年 9月1日	午前10時30分から午後3時まで	南小国町自然休養管理センター	
南小国町	平成15年 9月2日	午前10時30分から正午まで	黒川小学校	
阿蘇町	平成15年 9月3日	午前10時から午後3時まで	JA阿蘇黒川中央支所第二倉庫	
阿蘇町	平成15年 9月4日	午前10時から午前11時30分まで	JA阿蘇永水支所	
阿蘇町	平成15年 9月4日	午後1時から午後3時まで	JA阿蘇山田支所	
阿蘇町	平成15年 9月5日	午前10時から午後3時まで	阿蘇町農村環境改善センター	
一の宮町	平成15年 9月8日	午前10時から午後3時まで	一の宮町役場	
一の宮町	平成15年 9月9日	午前10時から午後3時まで	一の宮町役場	
白水村	平成15年 9月10日	午前10時30分から午後3時まで	白水村役場	
高森町	平成15年 9月11日	午前10時30分から正午まで	高森町役場草部出張所	
高森町	平成15年 9月11日	午後1時30分から午後3時まで	高森町朋遊館	